

精神保健福祉の手引き

四日市市保健所 保健予防課

R7.3

精神保健福祉の手引き

精神障害のあるかたの保健福祉制度	3
《手帳について》	3
《税金》	5
《公共料金の減免等》	6
《生活》	10
《日常生活の援助》	11
《医療》	14
《就業》	16
《年金・手当・扶養共済等》	17
いろいろな相談窓口	22

精神障害のあるかたの保健福祉制度

《手帳について》

○精神障害者保健福祉手帳

精神障害者保健福祉手帳は、精神障害のあるかたに交付される手帳です。各方面の協力により、各種サービスが提供されることを促進し、精神障害者の社会復帰と自立・社会参加の促進を図ることを目的としています。

対 象 者：精神障害のために長期にわたり日常生活または社会生活への制約があるかた
(入院・通院の別なく、希望者が申請できます)

申 請 の 方 法：＜新規＞ ①か②のどちらかでご申請ください

① 診断書による申請の場合

- ・ 申請書
- ・ 精神障害者保健福祉手帳用診断書(初診日から6ヶ月以上経過した時点のもの)
- ・ 写真(任意)
- ・ マイナンバー確認書類

② 年金証書(精神障害のものに限る)による申請の場合

- ・ 申請書
- ・ 年金証書または年金振込通知書または、特別障害給付金資格者証のコピー
- ・ 日本年金機構または各共済組合等に照会するための「同意書」
- ・ 写真(任意)
- ・ マイナンバー確認書類

＜更新・等級変更＞

- ・ 新規の手続きと同様です

＜氏名・県内の居住地変更＞

- ・ 記載事項変更届、手帳、写真(新しい手帳の発行を希望する場合のみ)
- ・ マイナンバー確認書類

＜県外からの転入＞

- ・ 申請書、記載事項変更届、県外発行の手帳(コピーでも可)、写真(任意)
- ・ マイナンバー確認書類

＜再発行＞

- ・ 再発行申請書、写真(任意)

＜返還＞

- ・ 返還届、手帳

- ※ 写真は、たて4cm×よこ3cm の大きさ。脱帽して上半身を写したもので、1年以内に撮影したもの
- ※ 障害の程度の重いものから順に、1級、2級、3級となります。
障害等級の判定にあたっては、精神疾患の状態とそれに伴う生活能力障害の状態の両面から総合的に判定を行うものとされています。
- ※ 手帳の有効期限は2年間で更新の手続きは有効期限の3ヶ月前から行うことができます。
- ※ 病気や障害の状態が変化した場合、手帳の有効期間内であっても等級変更の申請を行うことができます。
- ※ 手帳の表題は「障害者手帳」となります。
- ※ 手帳への写真貼付を希望されないかたは、写真の提出は不要ですが、それにより一部サービス等が受けられない場合もあります。

内 容：税の控除・免除や公共施設の利用料割引など各種サービスが利用できます

窓 口：四日市市保健所 保健予防課（精神保健係）
〒510-0085 四日市市諏訪町2番2号 総合会館4階
TEL:352-0596 FAX:351-3304

《税 金》

○税金の減免

所得税・市県民税の障害者控除

利用できる人：精神障害者保健福祉手帳をお持ちのかた、または扶養しているかた

内 容：控除額（1人につき）

- ・ 特別障害者（精神障害者保健福祉手帳1級）
所得税40万円、市・県民税30万円
- ・ その他の障害者（精神障害者保健福祉手帳2・3級）
所得税27万円、市・県民税26万円

市・県民税の非課税制度

- ・ 精神障害者保健福祉手帳をお持ちのかたは、前年の合計所得金額が135万円以下の場合、市県民税が非課税となります。
税金の申告時に、その旨を申し出てください。

窓 口：所得税 四日市税務署 TEL:352-3141
市県民税 四日市市役所2階 市民税課 TEL:354-8132 FAX:354-8309

利子所得・相続税・贈与税

- ・ 精神障害者保健福祉手帳をお持ちのかたは、利子所得の非課税制度の適用や相続税の税額控除を受けることができます。
- ・ 精神障害者保健福祉手帳をお持ちのかたは、一定の要件により贈与税の非課税制度の適用を受けられる場合があります。詳しくは下記へお問い合わせください。

窓 口：利子所得の非課税制度 銀行などの金融機関
相続税の障害者の税額控除、贈与税の非課税制度 四日市税務署 TEL:352-3141

自動車税の減免

利用できる人：精神障害者保健福祉手帳1級のかたで一定の要件を満たしているかた
（本人運転・家族運転・介護者運転）。

内 容：自動車税（種別割・環境性能割）、軽自動車税（種別割・環境性能割）が減免になります。

窓 口：＜自動車税（種別割・環境性能割）、軽自動車税（環境性能割）＞
三重県四日市県税事務所 TEL:352-0572 FAX:352-0579
＜軽自動車税（種別割）＞
四日市市役所2階 市民税課 TEL:354-8133 FAX:354-8309

《公共料金の減免等》

○タクシー料金の助成

利用できる人：精神障害者保健福祉手帳1級のかたで市民税非課税のかた（18歳未満の場合は、世帯全員が市民税非課税のかた）

※施設入所中のかたは利用できません。

※自動車燃料費用助成を利用しているかたは除きます。

内 容：協力タクシー事業所で使用できる助成券（1枚500円分）を年間72枚お渡しします。（利用できる区域は、原則四日市市内に限ります。）

※ただし、1乗車につき2枚までの使用となります。

申請の方法：精神障害者保健福祉手帳、印かんをご用意ください。

窓 口：四日市市役所3階 障害福祉課 管理係 TEL:354-8171 FAX:354-3016

※中部地区市民センターを除く、各地区市民センターでも申請できます。

○NTT無料番号案内（ふれあい案内）

利用できる人：精神障害者保健福祉手帳をお持ちのかた

内 容：NTT電話番号案内<TEL104>が無料で利用できます

申込み方法：電話またはFAXにて登録希望の連絡をしてください

窓 口：フリーダイヤル 0120-104174 FAX 0120-104134

受付時間／午前9時～午後5時（土曜、日曜、祝日および年末年始を除く）

○NHK放送受信料の免除

利用できる人

全額免除：精神障害者保健福祉手帳を所持するかたが世帯におり、世帯全員が市町村民税非課税の場合に、全額免除となります。

半額免除：精神障害者保健福祉手帳の障害等級が1級（重度）のかたが世帯主で、かつNHK契約者の場合に半額免除となります。

窓 口：

（免除の内容に関すること）

NHK 津放送局 営業部 TEL 059-229-3002

（申請手続きに関すること）

市役所3階 障害福祉課 管理係 TEL 354-8171 FAX 354-3016

○携帯電話の使用料の割引

利用できる人：精神障害者保健福祉手帳をお持ちのかた

内 容：各携帯電話会社により異なりますので、各会社へ直接お問い合わせください。

窓 口：各携帯電話会社

○四日市市内の施設利用料金の減免

利用できる人：精神障害者保健福祉手帳をお持ちのかた

内 容：以下の施設などが減免になります。料金を支払う際に手帳を提示してください。
※ 詳細は各施設へお問い合わせください。

施設名	問合せ先
近鉄四日市駅南自転車等駐車場	<u>TEL:356-0600</u>
近鉄四日市駅北自転車等駐車場	<u>TEL:357-2014</u>
四日市市立博物館、プラネタリウム	<u>TEL:355-2701</u>
四日市ドーム	<u>TEL:330-3131</u>
霞ヶ浦プール（霞ヶ浦緑地公園運動施設内）	NPO 法人 四日市市スポーツ協会 <u>TEL:345-4111</u>
中央緑地公園運動施設（アリーナ・第2体育館、トレーニングルーム、中央陸上競技場、弓道場）	
温水プール（昌栄町）	
三滝武道館	
松原公園運動施設テニスコート	
四日市スポーツランド	<u>TEL:326-5415</u>
三重北勢健康増進センター（ヘルスプラザ）	<u>TEL:349-3311</u>
伊坂ダムサイクルパーク	<u>TEL:364-1546</u>
昭和幸福村公園	<u>TEL:328-1666</u>
くすの木パークの駐車料金の割引（半額）	<u>TEL:355-3369</u>

○航空旅客運賃の割引について

利用できる人：精神障害者保健福祉手帳をお持ちのかた

内 容：一部の航空運航事業者において精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている満12歳以上のかた、その介護者1名につき、運賃が割引になることがあります。

窓 口：各航空会社

○鉄道運賃の割引について

1. JR、近鉄、三岐鉄道、四日市あすなろう鉄道

※JRは手帳に写真貼付(三重県の割印があるもの)が必要です(令和7年4月1日より開始)。

(1) 手帳所持者が一人で乗車する場合

- ・JR・・・・・・・・・・・・・・・・・・片道100Kmを超える区間に限り普通乗車券が5割引
- ・近鉄、三岐鉄道・・・・・・・・・・片道101Kmを超える区間に限り普通乗車券が5割引
- ・四日市あすなろう鉄道・・・・・・・・ 普通乗車券、回数乗車券が5割引

(2) 介護者と一緒に乗車する場合

※小児・・・12才未満

区分	種類	割引率	備考
旅客運賃減額第1種 (手帳1級)	普通乗車券 回数乗車券 普通急行券 定期乗車券(小児※を除く)	5割引 (本人・介護者)	
旅客運賃減額第2種 (手帳2級及び3級)	介護者の定期乗車券	5割引 (介護者のみ)	本人が小児※の場合に限る

(3) 割引乗車券利用方法(詳しくは下記の各鉄道会社にお問い合わせください。)

- ・乗車券購入時に窓口で手帳を提示して、割引を受けてください。
- ・無人駅で券売機にインターホン・カメラがある場合は管理駅の係員に連絡の上、割引の切符を購入してください。券売機やインターホンがない場合は下車駅または車内で係員にご連絡ください。
- ・割引乗車券で乗車するときは、手帳をお持ちください(係員から提示を求められる場合があります)。

名称	電話番号	営業時間
JR 東海テレフォンセンター	050-3772-3910	6:00~24:00(年中無休)
近鉄電車テレフォンセンター	050-3536-3957	8:00~21:00(年中無休)
三岐鉄道(株) (鉄道・バス)	059-364-2141	8:30~12:00/13:00~17:30 (平日のみ)
四日市あすなろう鉄道	059-351-0688	9:10~18:00(平日のみ)

○バス運賃の割引について

1. 三重交通バス、三岐バス

本人（旅客運賃減額第1種の場合は本人及び介護者1名）の普通旅客運賃が5割引、
定期旅客運賃が3割引

（ただし、三重交通が指定する高速路線、三岐鉄道が運行する東員町コミュニティバスなど一部路線を除く。）

- 精神障害者保健福祉手帳を乗務員または窓口係員に提示して割引を受けてください。
- 割引運賃で乗車するときは、手帳をお持ちください（係員から提示を求められる場合があります）。
- 詳しくは下記の各バス会社にお問い合わせください。

2. 電話での問い合わせ先

名称	電話番号	営業時間
三岐鉄道(株)（鉄道・バス）	059-364-2141	8:30~12:00/13:00~17:30 （平日のみ）
四日市あすなろう鉄道	059-351-0688	9:10~18:00（平日のみ）
三重交通バス四日市営業所	059-323-0808	9:00~18:00（年中無休）

《生活》

○65歳から後期高齢者医療制度(保険)に加入することができます

利用できる人：精神障害者保健福祉手帳1・2級のかた

内 容：後期高齢者医療の資格確認書等を医療機関の窓口に提示して、診察・投薬などの医療給付が受けられます。

後期高齢者医療の申請：精神障害者保健福祉手帳など障害の状況がわかる書類、国民健康保険資格確認書等（加入者のみ）、マイナンバー確認書類

一部負担金の割合：1割、2割または3割負担（入院時 上限あり）

窓 口：四日市市役所3階 保険年金課 TEL:354-8159 FAX:359-0288

○一般世帯向公営住宅への入居に係る抽選方法

利用できる人：市営・県営住宅の入居資格があつて、精神障害者保健福祉手帳1・2級をもっているかたの世帯

内 容：募集戸数によって一般世帯より有利な当選率で抽選がうけられる場合があります。

窓 口：市営住宅 市営住宅課 TEL:354-8218 FAX:354-8404
県営住宅 鈴鹿亀山不動産事業協同組合
TEL:059-373-6802 FAX:059-373-6803

○おもいやり駐車場利用証制度

公共施設や商業施設に設置されているおもいやり駐車場の利用証を交付します。

利用できる人：精神障害者保健福祉手帳1級のかたで歩行が困難な人

窓 口：障害福祉課・保健予防課
三重県北勢福祉事務所〔四日市市新正四丁目21-5〕

問 合 せ：三重県子ども・福祉部家庭福祉・施設整備課 ユニバーサルデザイン班
TEL:059-224-3349 FAX:059-224-2270

《日常生活の援助》

○居宅介護（ホームヘルプ）

利用できる人：日常生活に支障のある、心身に障害があるかた
※ただし、介護保険の対象者は除きます。

内 容：ホームヘルパーが必要に応じて自宅を訪問し、掃除、洗濯、買物などの家事援助や通院介助、日常生活に関する相談・助言など地域での安定した生活や自立に向けての援助を行います。

費 用：世帯の課税状況等により利用者負担があります。

事 業 所：障害福祉サービス指定事業者

窓 口：四日市市役所3階 障害福祉課 障害福祉係 TEL:354-8527 FAX:354-3016

○共同生活援助（グループホーム）

利用できる人：精神に障害のあるかたで、一定程度の自活能力や、少人数での共同生活ができ、一定の条件を満たすかた

内 容：アパートや一戸建てに少人数で入居し、食事の世話や日常生活における相談、指導などの援助を受けながら、地域で生活をします。

費 用：世帯の課税状況等により負担があります。

事 業 所：障害福祉サービス指定事業者

窓 口：四日市市役所3階 障害福祉課 障害福祉係 TEL:354-8527 FAX:354-3016

○日中一時支援事業（日帰りのショートステイ）

利用できる人：心身に障害等のある在宅のかた

内 容：障害者施設を利用して、日中活動の場を提供します。

費 用：世帯の課税状況等により利用者負担があります。

事 業 所：四日市市日中一時支援指定事業者

窓 口：四日市市役所3階 障害福祉課 障害福祉係 TEL:354-8527 FAX:354-3016

○障害者（児）短期入所（宿泊を伴うショートステイ）

利用できる人：介護者の病気、冠婚葬祭などで、一時的に家族の介護を受けられなくなった在宅の重度の障害等のあるかた
※ただし、介護保険の対象者は除きます。

内 容：短期間（原則として7日以内）、夜間も含め入浴、排せつ、食事等のサービスを提供します。

費 用：世帯の課税状況等により負担があります。
その他、食費相当分の負担もあります。

事 業 所：障害福祉サービス指定事業者

窓 口：四日市市役所3階 障害福祉課 障害福祉係 TEL:354-8527 FAX:354-3016

○生活介護

利用できる人：常に介護を必要とする障害等のあるかた

内 容：主として昼間に入浴・排せつ・食事の介護を行うとともに、通所による創作的活動、生産活動の機会の提供、社会生活への適応のために必要な訓練などの各種サービスを提供します。

費 用：世帯の課税状況等により負担があります。

事 業 所：障害福祉サービス指定事業者

窓 口：四日市市役所3階 障害福祉課 障害福祉係 TEL:354-8527 FAX:354-3016

○自立訓練（生活訓練）

利用できる人：知的に障害または精神に障害のあるかた

内 容：自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、生活機能の向上のために必要な訓練を行います。

費 用：世帯の課税状況等により負担があります。

事 業 所：障害福祉サービス指定事業者

窓 口：四日市市役所3階 障害福祉課 障害福祉係 TEL:354-8527 FAX:354-3016

○障害福祉サービス事業所等通所費の給付

利用できる人：生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援B型の事業所へ通所しているかた

※送迎サービスが実施されている事業所等の通所者は除く

内 容：通所にかかる公共交通機関等の交通費の一部を給付します。（世帯の課税状況等により給付額が異なります。）

申し込み窓口：四日市市役所3階 障害福祉課 障害福祉係 TEL:354-8527 FAX:354-3016

○移動支援

利用できる人：精神障害等のあるかたで、外出のときの付き添いが必要なかた

内 容：重度の障害のあるかたが外出するとき、ヘルパーが付き添い、案内などの支援をします。

※通勤、通学、営業活動等の経済活動に係る外出、通年かつ長期にわたる外出は移動支援事業の対象としていません。ただし、保護者の付き添いがないと通学できない子供について、保護者の体調不良や急用等の緊急、かつ、やむを得ない事情に限り、子供の状態や生活環境の状況等を勘案して、移動支援を利用していただくこともできますので、学校の担任や相談支援専門員にご相談下さい。

費 用：世帯の課税状況等により利用者負担があります。

事 業 所：四日市市移動支援指定事業者

申し込み窓口：四日市市役所3階 障害福祉課 障害福祉係 TEL:354-8527 FAX:354-3016

《 医 療 》

○自立支援医療（精神通院医療）制度

《精神科の病気の治療のために精神科などの医療機関に通院しているかたの医療費の自己負担額を軽減するための制度です。》

利用できる人：精神科の病気の治療のため、医療機関に通院しているかた

内 容：通院により精神科の治療を受けるかたの医療費の自己負担が保険種別に関わらず、1割となります。（ただし、「世帯」の所得等に応じて1ヶ月の負担上限額が設けられます。）

自立支援医療制度における「世帯」とは、医療保険単位で認定するため、住民票の世帯とは異なります。例えば、異なる医療保険に加入している家族は別「世帯」になります。

申請の方法：＜新規・再認定＞

申請書、通院医療費公費負担用診断書、同意書、マイナンバーに係る確認書類など

＜記載事項変更＞ 変更届、受給者証、マイナンバーに係る確認書類など

※ その他、世帯の所得や申請状況に応じて必要書類が異なりますので詳細は下記窓口までお問い合わせください。

※ 有効期限は1年間で再認定の手続きは有効期限の3ヶ月前から行うことができます。

窓 口：四日市市保健所 保健予防課（精神保健係）

〒510-0085 四日市市諏訪町2番2号 総合会館4階

TEL:352-0596 FAX:351-3304

○精神障害者保健福祉手帳1・2級のかたへの医療費の助成*

※2級は通院医療費のみ

《精神障害者保健福祉手帳1・2級をお持ちのかたが、病院や診療所などで支払った医療費の自己負担金を助成する制度です。》

利用できる人：精神障害者保健福祉手帳1・2級を持ち、受給資格の認定を受けているかた

※ 本人と配偶者、扶養義務者の所得が一定額以上あるときは、助成されません。

※ 生活保護を受給しているかたも助成されません。

申請の方法：精神障害者保健福祉手帳（必ず有効期限内）、健康保険の資格情報が確認できるもの（健康保険証等）、印鑑、本人名義の銀行預金通帳を持参して、申請を行ってください。所得制限内であれば、後日、障害者医療費受給資格証を送付します。

内 容：健康保険（国民健康保険、社会保険など）を使って、病院や診療所などを受診したときに、窓口で支払った自己負担金を助成します。

※2級のかたは通院医療費のみ対象となります。

※自立支援医療（精神通院医療）制度も併せてご利用ください。

※保険のきかない医療費は除きます。

窓 口：四日市市役所 3階 障害福祉課 手当・医療費係

TEL 354-8163 FAX 354-3016

○精神科救急医療システム

《精神疾患の急性発症もしくは症状の急変により医療が必要となったかたに、救急医療情報を提供します。》

◆精神科救急医療体制（診察等）

《休日や夜間に発症した急患の診察や入院に対応できるよう、県内の精神科病院が輪番制による対応を実施しています。なお、ご利用にあたり、かかりつけの医療機関があるかたは、まずそちらにご相談下さい。》

実施時間帯：毎夜間 午後5時～翌日午前9時

休日・土曜日昼間 午前9時～午後5時

◆精神科救急医療相談

《精神障害のあるかたやそのご家族からの、急な病状の悪化など緊急の精神医療相談に対応するため、夜間・休日を含めた24時間対応の電話相談窓口を設置しています。》

相 談 電 話：0598-29-9099

問い合わせ：四日市市保健所 保健予防課 TEL:352-0596 FAX:351-3304

《就 業》

○就労移行支援

利用できる人：65歳未満の障害のあるかたで、一般企業への就労を希望するかた

内 容：一般企業への就労を希望するかたに、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

費 用：世帯の課税状況等により負担があります。

事 業 所：障害福祉サービス指定事業者

申し込み方法：下記窓口へお問い合わせください。

窓 口：四日市市役所3階 障害福祉課 障害福祉係 TEL:354-8527 FAX:354-3016

○就労継続支援

利用できる人：就労移行支援事業を利用したが一般企業等の雇用に結びつかないかたや、一定年齢に達しているかたなどで、就労の機会を通じ、生産活動にかかる知識及び能力の向上や維持が期待されるかた

内 容：働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

費 用：世帯の課税状況等により負担があります。

事 業 所：障害福祉サービス指定事業者

申し込み方法：下記窓口へお問い合わせください。

窓 口：四日市市役所3階 障害福祉課 障害福祉係 TEL:354-8527 FAX:354-3016

《年 金・手 当 等》

○障害基礎年金（国民年金）

利用できる人：①国民年金に加入しているかたで、初診日から原則として1年6ヶ月後に、国民年金法に定める障害等級1・2級の障害の状態にあるかた
※ただし、初診日以前の一定の保険料納付要件をみたしていること
②20歳前の病気で、①程度の障害があり、20歳に達したかた
※ただし、他の公的年金を受けているとき、または本人の所得が一定額を超えるときは支給停止となります。
※原則として老齢基礎年金（国民年金）を受給しているかたは対象となりません

内 容：・年金額

1級 約1,039,000円

2級 約831,000円

※年により、金額は変動します

※18歳未満（障害のある場合は20歳未満）の子を扶養するときは、加算がつきます

・支払月 2・4・6・8・10・12月

問 い 合 わ せ：四日市市役所3階 保険年金課 TEL: 340-0221 FAX: 359-0288

○障害厚生年金（厚生年金保険）

利用できる人：初診日に厚生年金保険に加入していたかたで、障害の程度が厚生年金保険法で定める1～3級に該当するかた
※ただし、初診日以前の一定の保険料納付要件を満たしていること
※ほかに障害手当金の制度があります

内 容：・年金額

障害の程度（厚生年金の障害等級1～3級）、保険の加入期間、扶養する配偶者の有無などによって年金額が異なります

厚生年金の障害等級が1・2級に該当したかたは障害基礎年金も受給することになります

・支払月 2・4・6・8・10・12月

問 い 合 わ せ：四日市年金事務所 TEL: 353-5515 FAX: 354-5011
日本年金機構 TEL: 0570-05-1165（ねんきんダイヤル）

○特別障害者手当

利用できる人：精神または身体に著しく重度の障害があるため、日常生活においていつも特別の介護を必要とする20歳以上のかた

支給制限：①施設に入所または病院等に3ヶ月以上入院しているかた
②本人、配偶者、または扶養義務者の所得が一定額以上あるとき

内容：★支給月額 約29,000円 ※年により、金額が変わる場合があります
★支払月 2・5・8・11月（各月5日払い）銀行等口座振込み

問合せ：市役所3階 障害福祉課 手当・医療費係
TEL 354-8163 FAX 354-3016

○障害児福祉手当

利用できる人：精神または身体に重度の障害があるため、日常生活においていつも介護を必要とする20歳未満のかた

支給制限：①施設に入所しているかた
②聴覚に障害のあるかたで、自動車運転免許をもっているかた
③障害年金を受けているとき
④本人、配偶者、または扶養義務者の所得が一定額以上あるかた

内容：★支給月額 約16,000円 ※年により、金額が変わる場合があります
★支払月 2・5・8・11月（各月5日払い）銀行等口座振込み

問合せ：市役所3階 障害福祉課 手当・医療費係
TEL 354-8163 FAX 354-3016

○特別児童扶養手当

利用できる人：精神または身体に障害があるため、介護を必要とする20歳未満の児童を養育しているかた

支給制限：①日本国内に住所がないとき
②児童が施設に入所しているとき
③児童が障害年金を受けられることができるとき
④本人、配偶者、扶養義務者の所得が一定額以上あるとき

内容：★支給月額
※支給金額については、下記問い合わせ先へご確認ください

★支払月 4・8・11月（各月11日払い）銀行等口座振込み

問合せ：こども手当・医療給付課
TEL 354-8083 FAX 354-8061

○児童扶養手当

利用できる人：児童（18歳に到達後の最初の3月31日までの間、または障害がある場合は、20歳未満）を養育しているかたのうち、父または母に重度の障害（国民年金の障害等級1級程度）があるかたや離婚、死別などでひとり親のかた

支給制限：①日本国内に住所がないとき
②児童が施設に入所しているとき
③本人、配偶者、扶養義務者の所得が一定額以上あるとき

内容：★支給月額
※支給金額については、下記問い合わせ先へご確認ください

★支払月 奇数月（各月11日払い）銀行等口座振込み

問合せ：こども手当・医療給付課
TEL 354-8083 FAX 354-8061

○四日市市重度障害児手当

利用できる人：精神障害者保健福祉手帳1級、身体障害者手帳1・2級、または、療育手帳Aをお持ちの20歳未満のかた

支給制限：①施設に入所しているかた
②生活保護を受給しているかた

内容：★支給月額 2000円（申請の翌月分から開始）
★支払月 2・5・8・11月（各月5日払い）銀行等口座振込み

問合せ：市役所3階 障害福祉課 手当・医療費係
TEL 354-8163 FAX 354-3016

○四日市市重度障害者手当

利用できる人：精神障害者保健福祉手帳1級、身体障害者手帳1・2級、または、療育手帳Aをお持ちの20歳以上のかたで、申請時に65歳未満のかた

支給制限：①施設に入所、または病院等に3か月以上入院しているかた
②生活保護を受給しているかた
③特別障害者手当または福祉手当（経過措置）を受給しているかた
④本人、配偶者、または扶養義務者のいずれかに市民税が課税されているとき

内容：★支給月額 1000円（申請の翌月分から開始）
★支払月 2・5・8・11月（各月5日払い）銀行等口座振込み

問合せ：市役所3階 障害福祉課 手当・医療費係
TEL 354-8163 FAX 354-3016

○生活福祉資金の貸付

利用できる人：精神障害者保健福祉手帳をお持ちのかた（ただし所得制限、書類審査があります。）

※概ね65歳以下で生計中心者の方

※原則連帯保証人が必要です。

※他制度優先・返済義務を伴う貸付制度です。

内 容：福祉費（住宅）、障害者自動車購入費、障害者等福祉用具購入費の貸付

窓 口：四日市市社会福祉協議会 TEL:354-8265 FAX:354-6486

○生活保護の障害者加算

生活保護を受給しているかたの障害者加算の認定については、障害年金1級または2級を受給している場合は年金証書により、障害年金を受給していない場合は障害者手帳（1級または2級の手帳で、交付日が初診日から1年6ヶ月経過しているものに限る）により加算を受けることができる場合があります。

いろいろな相談窓口

○障害者相談支援センターソシオ

《困りごと、悩みごとなど生活全般の相談、援助を行います。》

内 容：来所相談、電話相談、訪問など

窓 口：四日市市大字日永5040（総合心療センターひなが併設）
8：30～17：00 月曜日～金曜日
※相談受付16：30まで
※祝祭日・法人休業日を除く
TEL:345-9016 FAX:346-4643
E-mail:socio@hinga.or.jp

○障害者相談支援センターHANA（ハナ）

《困りごと、悩みごとなど生活全般の相談、援助を行います。》

内 容：来所相談、電話相談、訪問、居場所の提供、地域交流など

窓 口：四日市市西日野町 2806-1 コミュニティセンター1階
8：30～17：00 月曜日～金曜日（原則第1土曜日は開所）
※土曜・日曜、祝日、お盆、年末年始は閉所です。
TEL:320-2761 FAX:337-8180
E-mail:hana@shiki-no-sato.jp

○四日市市役所 障害福祉課

ホームヘルパー、ショートステイ、グループホームなど福祉サービス利用の相談、調整などを行います。

四日市市役所3階 四日市市諏訪町1-5
TEL:354-8527 FAX:354-3016
E-mail:syougai-fukushi@city.yokkaichi.mie.jp

○四日市市保健所 保健予防課

「こころの相談」精神科医師による相談
保健師等による相談

面接（第2木曜日・第4金曜日の予約制）
面接（予約制）、電話

病気の理解や医療受診、社会復帰などに関する相談を行います。

また、精神障害者保健福祉手帳・自立支援医療（精神通院医療）制度の申請窓口です。

四日市市保健所 保健予防課（精神保健係）

〒510-0085 四日市市諏訪町2番2号 総合会館4階

TEL:352-0596 FAX:351-3304

○四日市日常生活自立支援センター

精神障害者や認知症高齢者、知的障害者の方々に、福祉サービスの利用や日常的な金銭管理などの支援事業を行う相談窓口です。

内 容：①福祉サービスの利用援助
②日常的な金銭管理サービス
③書類等の預かりサービス

利 用 方 法：専門員が無料で相談に応じます。

ただし・①福祉サービスの利用及び②日常金銭管理サービス1回につき、1,500円の利用料が必要です。（なお、生活保護受給者は免除、所得状況により利用料が減免になる場合があります）

・③書類預かりサービスを利用の場合は、1か月250円必要です。

窓 口：総合会館2階 四日市市諏訪町2-2

TEL:354-2433(初回相談の受付は TEL:354-8144) FAX:354-2552

○三重県こころの健康センター（精神保健福祉センター）

ひきこもりや依存症、自殺予防などの専門的知識・技術を要する分野の相談に応じています。

1. ひきこもり専門電話相談 月曜日～金曜日 9:00～16:00

2. 依存症専門電話相談（アルコール・薬物・ギャンブル・ゲーム・インターネット等）
毎週水曜日 13:00～16:00 ※祝日・年末年始を除く
電話 059-253-7826 ※ひきこもり専門電話と併せて実施

3. 自殺予防・自死遺族電話相談

毎週月～金曜日 13:00～16:00 ※祝日・年末年始を除く

電話 059-253-7823

フリーダイヤル 0120-01-7823

4. こころの傾聴テレフォン

平日毎日 10:00～16:00 ※祝日・年末年始を除く

電話 059-223-5237/059-223-5238

対象：こころの悩みを聴いて欲しいかた

※ 話を「聴く」ことに重点を置いた傾聴電話です。リスナー（傾聴者）が応じます。

津市桜橋 3-446-34 三重県津庁舎保健所棟 2 階

TEL:059-223-5241 FAX:059-223-5242

○四日市障害者就業・生活支援センター（愛称 フラウ）

障害のあるかたの就職や、職場適応などの就業面の支援とあわせて、生活面の支援も行います。

内 容：①就業及びこれに伴う日常生活上の相談・支援
②障害のあるかたを雇用している、または雇用したい事業主からの相談
③ハローワーク、障害者職業センター、関係機関との連絡調整

窓 口：総合会館 2 階 四日市市諏訪町 2-2

TEL:354-2550 FAX:354-8227

E-mail:y-sigoto@cty-net.com

※ 月～金 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分（祝日、年末年始を除く）

○四日市公共職業安定所（ハローワーク四日市）

職業紹介・相談、職業訓練などを行います。

四日市市本町 3-95

TEL:353-5566 FAX:354-1921

○三重障害者職業センター

障害があるかたの職業能力・適正の評価、職業準備訓練、職業講習、職域開発援助事業、就職後の職場適応の指導などを行います。

津市島崎町 327-1

TEL:059-224-4726 FAX:059-224-4707